

令和7年度 東吾妻町立保育所入所案内



東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課 こども係
TEL 0279-68-2111

目 次

1	利用における概要	．．．．1 ページ
2	入所におけるフローチャート	．．．．2 ページ
3	保育を必要とする事由	．．．．2 ページ
4	保育標準時間を利用できる事由	．．．．3 ページ
5	保育短時間を利用できる事由	．．．．3 ページ
6	申し込みについて（書類での提出の場合）	．．．．4 ページ
7	オンライン申請について	．．．．5 ページ
8	保育料の減免について	．．．．6 ページ
9	一時預かり・延長保育について	．．．．6 ページ
10	こそだて『にこにこひろば』について	．．．．6 ページ

※入所案内は、保育所利用にあたり必要なことを記載しています。
必ず、入所申込前にご一読ください。

1 利用における概要

(1) 対象児童

0歳児	令和6年4月2日 生まれ以降
1歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日 生まれ
2歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日 生まれ

ア 令和7年4月1日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

イ 0歳児については、生後8か月が経過した月の翌月から入所可能となります。
入所希望日（各月の1日）が年度途中となる場合でも、今回お申し込みください。
※出産前であっても入所の予定がある場合は、申し込みをしてください。

ウ 本町に転入予定がある方の申し込みも受け付けます。ただし、令和7年4月1日又は入所希望月の1日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入所できません。

(2) 施設名・利用定員

施設名	定 員			保育提供時間
	0歳児	1歳児	2歳児	
はらまち保育所 原町5163 0279-68-2853	10	24	36	保育標準時間 7:30～18:30
あづま保育所 箱島1269-1 0279-59-3877	5	8	12	保育短時間 8:30～16:30 ※土曜保育 7:30～18:00

(※)土曜保育は希望保育となります。

(3) 認定について

保育所の利用を希望する場合、申込みにより町の「3号認定（保育認定）」を受ける必要があります。

「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

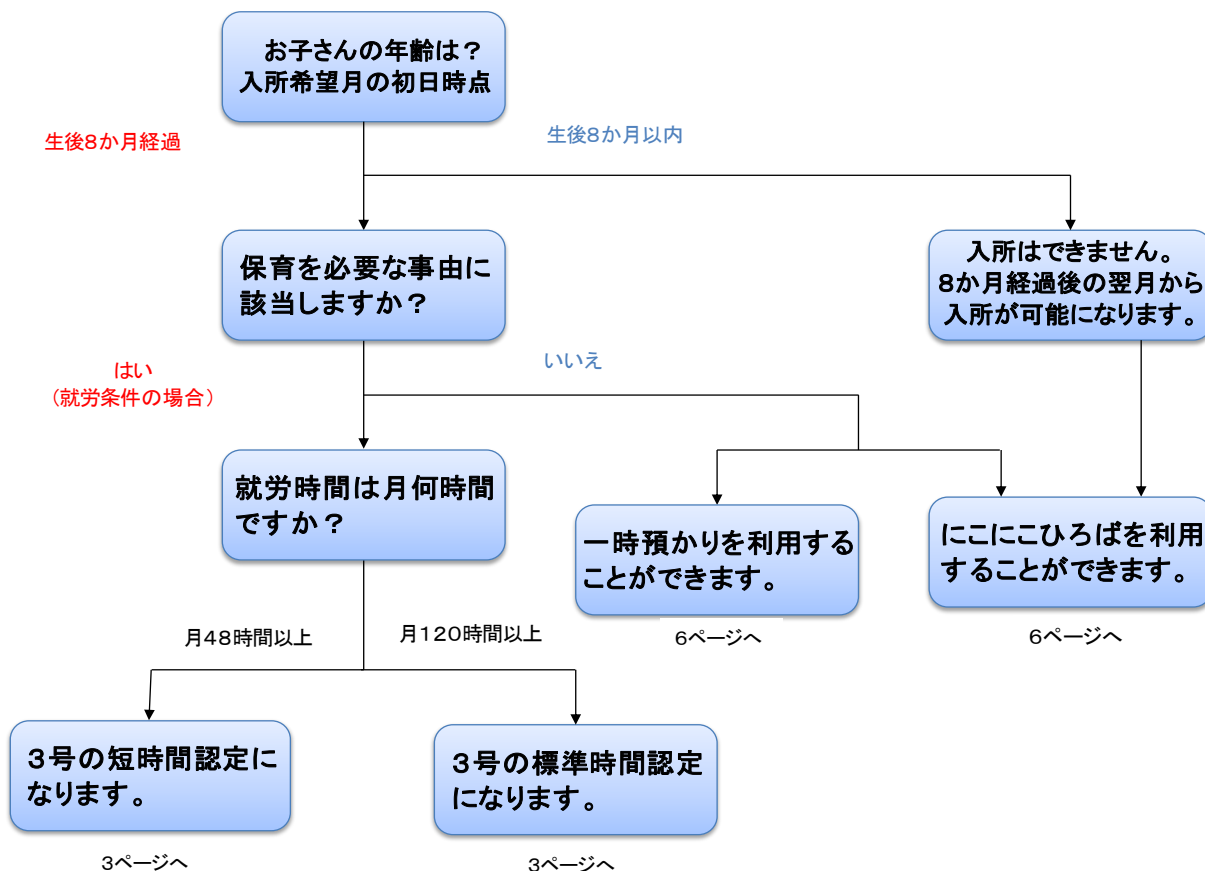
入所におけるフローチャート・「保育を必要とする事由」



2 ページへ

今年度からオンライン申請の受付を開始しました。
※詳細は、5 ページをご覧ください。

2 入所におけるフローチャート



3 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、就労や病気などにより家庭での保育が困難であり、下記に記載する『保育を必要とする事由』に該当する場合、認定を受けることができます。

※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

保育を必要とする事由	
労働	1か月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと（産前産後8週）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある
介護・看護	同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている
災害復旧	震災、風水害等の災害復旧にあたっている。
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：3か月間）
就学	教育施設に在学している
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある
育児休業	※家庭での保育が困難であると認められる場合のみ
その他	上記に類する状態として町が認める場合

4 保育標準時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに月120時間以上の労働をしている場合
(2)	災害復旧	
(3)	児童虐待・DVの恐れ	

保育標準時間認定による保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前7時30分から午後6時30分まで

土曜日

午前7時30分から午後6時00分まで

* 上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

5 保育短時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合
(2)	疾病・障害	
(3)	介護・看護	
(4)	求職活動	3か月以内に限る

※ なお、「妊娠・出産（産前産後8週）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また、「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定します。

保育短時間認定による保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日

午前8時30分から午後4時30分まで

* 上記提供時間内において、最大8時間の利用ができます。

「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

(平日の例)

7:30	8:30		16:30	18:30
		保育標準時間の提供時間（最大11時間）		
(延長)		保育短時間の提供時間（最大8時間）		(延長)

※ 保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。
(7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。)

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。

※ 利用料金がかかります。詳しくは、6ページをご覧ください。

育児休業期間中の預かりについては、ご家庭での保育が困難であると認められる場合のみとなります。
(利用しているお子さんについて、弟や妹の出産後8週を経過した日の月末をもって原則退所となります。)

6 申し込みについて（書類での提出の場合）

(1) 提出書類

ア 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（2号・3号申請用）

イ 保育を必要とする証明書類（下表参照）

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 ※ 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

(2) 提出期間

令和6年9月9日（月） ～ 令和6年9月20日（金）
午前8時30分～午後4時30分までのご提出をお願いいたします。

(3) 提出場所

利用を希望する保育所
なお、期間中保育所への提出ができない場合、学校教育課でも受け付けま

(4) 面接の実施について

入所申込の書類を提出していただいた際に随時実施いたします。
お子さんをお連れのうち、お越してください。
※場合によってはお待ちいただく可能性があります。

(5) その他

ア 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

イ 提出書類については、お子さん1人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、2人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

ウ 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

エ この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注2) 「求職活動」による申請の場合、入所後3か月を経過しても就労されない（できない）場合は、退所となる場合があります。

7 オンライン申請について

(1) 事前に準備いただくもの（環境）

ア マイナンバー対応スマートフォン又はICカードリーダー付きパソコン

イ マイナポータルアプリ

ウ マイナンバーカード

※電子署名が必要になります。パスワードがわからない場合は、役場町民課にお越しく下さい。

エ 保育を必要とする証明書（下記参照）

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書※（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

※原本の提出が必要です。郵送又は直接学校教育課に提出してください。

(2) 申込期間

令和6年9月9日（月）～令和6年9月22日（日）

夜間や土日祝日も申し込みが可能ですので、22日（日）まで申請できます。

(3) 面接

保育所で面接を実施します。入所申し込み完了後から9月30日(月)までに乳幼児同伴で受けてください。なお、面接希望日の前日までに入所希望の保育所にご連絡ください。

(4) 申込方法

下記のQRコードを読み込むと申請を行えます。

※読み込めない場合は、町ホームページにリンクがありますので、そちらから申請してください。

子どものための教育・保育給付認定申請兼保育施設利用申込（2号・3号）



8 保育料の減免について

町では、第2子・第3子以降のお子さんの保育料の減額を行っています。

○ 第2子については、規定する保育料の半額

○ 第3子以降については無料

※ その他、御家族の所得や状況により、減額等の措置を行っています。

9 一時預かり・延長保育について

(1) 緊急保育

保護者の病気、出産、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となるお子さんにつき14日間程度を限度として利用可能です。

(2) 一時保育

保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を解消するために、一時的に7日間程度を限度として利用可能です。

(3) 断続的保育

就労形態の多様化に伴う断続的な保育を利用可能です。

一時預かり（普段保育所を利用していないお子さん）の保育料
1時間500円又は1日あたり1,500円

(4) 延長保育（短時間認定で提供時間外に利用するお子さん）

保育時間	子ども1人あたりの保育料
7時30分から8時30分まで 16時30分から18時30分まで	1時間あたり500円

10 こそだて『にこにこひろば』について

乳幼児を持つ保護者と子どもが気軽に集い、親子で遊べる場、育児仲間を作る場所です。

※お子さんをお預かりする施設ではありません。

(1) 開設場所 はらまち保育所2階

(2) 開所日 月曜日から土曜日（各月の開所日は、ホームページに掲載）

(3) 開設時間 午前9時～12時、午後1時～3時
※土曜日は、9時～12時

担当 東吾妻町教育委員会事務局
学校教育課 こども係
TEL: 0279-68-2111